

第 6 回半田市農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 2 月 2 0 日午後 2 時 0 0 分下記議案審議のため半田市役所 304 会議室へ招集した。

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 第 1 3 号議案 租税特別措置法適格者証明について（第 5 回総会保留案件）

第 1 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 1 5 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定及び半田市農業経営
基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の（6）－③
の規定による農用地利用集積計画について

諮問第 2 号 農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 4 号 生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地の買取りの申出による農業の主たる
従事者の証明願いについて

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第 1 番	深 津 延 幸	出席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第 2 番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第 3 番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	出席
第 4 番	新美 久美子	出席	成岩	榊 原 且 己	出席
第 5 番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第 6 番	榊 原 久 美	出席			
第 7 番	堀 寄 純 一	出席			
第 8 番	石 川 敏 彦	出席			
第 9 番	藤 野 道 子	出席			
第 1 0 番	石 川 明 美	出席			
第 1 1 番	新 美 周 大	出席			

事務局出席者

事務局長	大 木 康 敬	書記	服 部 由 紀
書記	竹 内 裕 基	産業課主事	藤 井 亮 暢

事務局

ただ今から第 6 回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。年末も近いお忙しいところ本日は、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。それでは、活発なご審議をお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は 11 名中 11 名です。また、推進委員 5 名中 5 名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、1 番の深津延幸委員と 2 番の小栗絵里委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

それでは、日程第 2 の第 13 号議案「租税特別措置法適格者証明について」、前回総会からの保留案件です。番号 521-1 について、事務局及び担当委員より報告をお願いします。

事務局

本件は 11 月の総会において委員より、実際に耕作する者の記載の整理が不十分であるとのこと指摘を賜り審議を保留しておりました。その後申請者に内容を精査していただき、今回の議案書のとおり内容を訂正したい旨申出がありました。事務局で書類を確認し必要な情報は整ったことが確認できましたので、審議の再開をお願いいたします。

委員

申請者から話を聞き、前回の申請内容を精査し曖昧であった点は訂正し再審議をお願いしたとのことでありました。耕作を申請者の母がされる点について問題ないか確認しましたが、いたって元気であり申請書のとおりですとのことでした。特に問題ないかと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

番号 521-1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 521-1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 521-1 を承認・可決いたします。

続きまして、第 14 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、6 件出ております。

番号 505-30 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は、中古車販売業を営む法人で既存の駐車場が手狭となり、新たに駐車場が必要となったため転用を希望する者です。場所については、別冊 1 頁のとおりで、9 月の除外案件を含みます。耕作されていない荒れた状況です。転用については特に問題ないかと思われます。

議長

番号 505-30 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-30 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-30 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-31,32 について、関連していますので一括審議とします。事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は東京都港区で法人向け発電所開発・運営管理支援事業等を営む法人で 8 月 9 月に八軒町内で同様の申請がありましたが、同事業を行うため所有権を移転し転用を希望とするものです。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については別冊 2 頁をご覧ください。ふれあいプールの北、阿久比川の東側で、状況は耕作放棄地の様子です。排水は小堤を設け地内で自然浸透の計画とのことで問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長

番号 505-31,32 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-31,32 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-31,32 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-33 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。本件は 9 月除外案件です。譲受人は自動車部品の運搬を行う法人です。現在いくつかの駐車場を使用していますが、契約更新に当たり土地所有者の相続人から土地の返還を求められ、代わりの土地を探しこの土地の転用を希望する者です。

委員

場所については、別冊 3 頁をご覧ください。半田中央病院の国道を挟んだ道沿い北東に位置しています。除外の時は道付きの周囲地が雑草に覆われていましたが、今回確認に行ったところきれいに刈り取られていました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

番号 505-33 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-33 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-33 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-34 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。本件も 9 月除外案件です。譲受人は地域で保育園等を設置運営する法人です。子育て支援事業で経営規模を拡大しており、申請地の所有権を移転し職員及び利用者駐車場として転用することを希望するものです。場所については、別冊 4 頁をご覧ください。法人の運営する保育園に隣接する南北の両方の土地です。転用による問題は特段ないと思われます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

番号 505-34 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-34 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-34 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-35 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

詳細については、記載のとおりです。譲受人は、子供から高齢者までの広い世代に関する福祉事業を主な業務とする法人です。申請地にグループホームを設置するために申請に至りました。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 5 頁をご覧ください。住吉橋東の交差点を東進した南側の場所です。先月同法人が隣の土地で生活介護施設設置のための転用申請を行った場所です。現地を確認しましたが周辺に少し農地が残りますが取水排水については先月確認したとおりで特に問題ないかと思われます。

議長

番号 505-35 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-35 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

番号 505-35 を承認・可決いたします。

続きまして、第 15 号議案「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定及び半田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の（６）－③の規定による農用地利用集積計画について」、58 件出ています。はじめに中間管理事業一括設定の番号 506-51 担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。特段問題ないものと考えます。場所については、別冊の 6 ～ 8 頁をご覧ください。申請地は、適正に耕作されており、特に問題ありません。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

番号 506-51 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

（質問・意見なし）

番号 506-51 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

番号 506-51 を承認・可決いたします。

続きまして番号 506-52 担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人に確認し特段問題ないものと考えます。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 7 頁をご覧ください。申請地は旧営農センターの西側です。松堀町の苺農園の南側でサボテンをハウス栽培する農家です。特に問題ありません。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

番号 506-52 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

この土地では何を栽培されるのですか。米ですか。

事務局

中間管理の書類では、作目の詳細の記載はありませんが、土地の利用目的は畑とありますのでサボテンを栽培されるものと考えます。

議長

番号 506-52 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

（質問・意見なし）

番号 506-52 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-52 を承認・可決いたします。

続きまして番号 506-53 事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。当該農地は、もともと譲渡人と譲受人の間で利用権設定していた農地において一部転用の必要があったため、利用権を一旦合意解約して分筆し、転用しない農地については引き続き同譲受人に中間管理で耕作を続けてもらうという、一連の手続きの最終段階に当たります。譲受人は中間管理で何度も名前の上がる農業者とグループで農業経営を精力的に行われている方であり、農業者として特に問題はありません。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊の 8 頁をご覧ください。申請地は適正に耕作されており、特に問題ありません。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

番号 506-53 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

この譲受人は、私の担当する地域でも担い手として農地を借りていますが、今年は耕作されていなかったという話を聞きます。それでもこうしてまた借りることはできるのですか。

事務局

この譲受人は、今年事故にあったとのことで、農作業が思うように進まなかったという経緯があったと聞いています。現在はグループで農業を行っていますが、借り受けは個人でいろいろうまくいかないことも多いため、経営についていろいろと考えて改善を図ろうとしているところです。

委員

それでも新規で借りることができますか。

事務局

本件については、中間管理では新規という扱いになりますが、これまでも譲受人が借りていた農地を引き続き耕作するものです。この譲受人の耕作する農地については、いろいろな事例はあるとは思いますが、多くは所有者から借りてほしいと申し出があり受けるケースが多く、耕作放棄地になるよりはということで順番に耕作できるように手入れをしている状況のようです。中にはすぐに耕作できない手入れ必要な農地も多くあるようで、それらの手入れを進めながら耕作を行っています。市は市内の農地を精力的に担おうとしてくれている担い手であると期待をしているところです。

委員

彼らは私の地域で見守っている、育成していきたいと考える農家です。農道の保全など地域の農業活動についてもかかわってくれています。その時間があれば自分の農地の手入れについて、もう少しすればいいという感もありますが、そのあたり今は広く効率的にと考えて行っているようで、まだまだこれからなところは多々あると思います。地域の担い手として大切な存在だと考えています。

議長

番号 506-53 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 506-53 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-53 を承認・可決いたします。

続きまして番号 506-54~56 まで関連していますので一括審議とします。事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は有協地区を中心にグループで農業を行う若手の担い手で、中間管理の議案で何度も名前の上がる農業経営を精力的に行われている方です。農業者として特に問題はありません。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊の 3,9,10 頁をご覧ください。それぞれ地図に記載のとおりで、適正に耕作されており特に問題ありません。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

番号 506-54~56 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 506-54~56 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-54~56 を承認・可決いたします。

続きまして番号 506-57~108 については更新の案件です。一括して事務局より調査、報告をお願いします。なお、本件については、農業委員会に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、該当委員は議事に参与できないこととなっているため、一時ご退出願います。

(一時退出)

事務局

議案については記載のとおりです。今年の 12 月末に期間満了を迎える案件の更新です。事務局が土地を全て確認し耕作されていました。利用権設定を受ける者は、農業経営を精力的に行われている方たちであり、問題ありません。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

番号 506-57~108 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

終期が 11 月のものと 12 月のものが混ざっていることについては、営農センターが半田から常滑に変わったことが要因とのことです。

(質問・意見なし)

番号 506-57~108 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-57~108 を承認・可決いたします。

続きまして、諮問第 2 号「農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について」、2 件出ております。番号 1 について担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。申出者は平和町地内で酪農畜産を営んでいます。会社の設立は最近ですが以前より他の牧場で勤務されていました。現在の事務所は間借りしており、新たに土地を取得して牛舎を建設することになりました。申請地は農業振興地域ですが、もともと他の方が牧場として利用されていた場所と近隣地も含めて利用するということで、新たに除外を行う必要がある土地についての除外申請となります。

委員

場所については別冊 1 頁をご覧ください。瑞光の里から南へ行った西側の場所です。

事務局

補足いたします。除外案件とありますが正確には用途変更となります。耕作用地を農業用施設用地とするような件については用途変更ということになります。除外は 6 要件を確認しますが、用途変更は例えば農用地の外周地でなくても変更できるなどもう少し要件が軽くなります。

議長

番号 1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 1 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 2 の担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。申出者は牧場を営んでいます。申請地は今回の所有権移転にあたり、元の所有者が用途変更をしていなかった筆があったため、新たに用途変更を行う必要がある土地について申請をするものです。

事務局

場所については別冊 20 頁をご覧ください。半田中央インターから常滑方面に走るセントレアラインの南側の場所になります。

議長

番号 2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

農用地であるということで税制的な優遇だとか、用途変更で事業の幅がひろがるとかそういうことはありますか。

事務局

詳細は分かりかねますが、平場の農地である場合は農用地と白地では固定資産税の評価が違っていると聞いたことがあります。また相続の際も税理士が農用地であるかを確認されることがあるので何らかの影響があるのかもしれない。また用途変更は農振法の影響はうけるので、農業に関するたてものでない場合は通常の除外が必要となります。

議長

番号 2 につきまして、ほかにご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 2 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 8 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 1 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 11 件、報告第 4 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地の買取りの申出による農業の主たる従事者の証明願いについて」が 1 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しました。

議長

報告第 1 号から第 4 号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

これで第 6 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 3 時 30 分)